

宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があるので、同項の規定により公表する。

令和8年1月9日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

記

1 監査委員の報告日

令和7年8月29日

2 通知のあった日

令和7年11月7日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

仙南・仙塩広域水道事務所

（1）監査委員の報告の内容

賃借料の支払いにおいて、遅延損害金の発生が認められたので、今後再発しないよう
に対策を講じられたい。

（内容）

鉄道用地の賃借料について、支払の遅延に伴う遅延損害金が発生したもの。

・件数 10 件

・金額 3,605 円

（2）措置の内容

有償の借受物件を管理台帳へ「無償」と誤記載していたために長期間未払いとなった
賃借料を令和5年度に支払ったが、令和6年度に当該賃借料に係る遅延損害金の請求が
なされ、支払いを行ったものである。

賃借料については、令和5年度から有償・無償の別にかかわらず全ての物件について
契約書等原本と台帳との照合を毎年度実施し、支払もれ等の対策をとり、遅延損害金の
発生防止に努めている。